

令和3年11月18日

各位

大和ハウス賃貸リフォーム株式会社
代表取締役 森田 一彦

親会社（大和ハウス工業）の監督処分を受けての弊社の対応について

令和3年11月17日に弊社親会社である大和ハウス工業株式会社は令和3年12月2日（木）から同年12月23日（木）の期間におきまして、建設業法に係る指示処分および営業停止処分を受けました。

弊社におきましては大和ハウス工業が建築した建物の定期点検業務を親会社より受託しており、その関連性、一体性を踏まえ、下記の対応をさせていただくこととなりました。

お客様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けすることとなり、心より深くお詫び申し上げるとともに、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 弊社の対応について

- ・全国の大和ハウス工業が建築した建物のオーナー様に対するすべての点検・診断の中止
- ・全国の大和ハウス工業が建築した建物のオーナー様に対するすべてのリフォーム提案・商談の中止

※なお、令和3年11月16日までにご契約いただいた工事につきましては中止外業務として作業を継続いたします。

※緊急性の高い応急処置につきましては、通常通り対応させていただきます。

2. 点検・営業業務の中止期間

令和3年12月2日から同年12月23日（木）まで

※親会社（大和ハウス工業）の営業停止処分期間と同様となります。

3. 点検または訪問のお約束について

既にお約束いただいているお客様につきましては、担当者より上記期間におけるお約束のキャンセルについて別途ご連絡差し上げますが、下記ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ① 中止期間中の代替日のお約束はできないこと。
- ② 中止期間中に代替日のお約束に関する連絡ができないこと。

以上

【問い合わせ窓口：管理本部 06-6743-4860】